

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 五 号

平成十五年三月二十六日(水曜日)

午後三時二十五分開議

出席委員

委員長 中山 成彬君  
 理事 長勢 甚遠君 理事 野田 聖子君  
 理事 宮腰 光寛君 理事 鍵田 節哉君  
 理事 山井 和則君 理事 福島 豊君  
 理事 武山百合子君  
 理事 岡下 信子君  
 後藤田正純君  
 田村 憲久君  
 三ツ林隆志君  
 森 英介君  
 山口 泰明君  
 吉田 幸弘君  
 渡辺 具能君  
 大島 敦君  
 五島 正規君  
 三井 辨雄君  
 漆原 良夫君  
 小沢 和秋君  
 阿部 知子君  
 山谷えり子君

榎山 弘志君  
 佐藤 勉君  
 松島みどり君  
 宮澤 洋一君  
 谷津 義男君  
 山本 幸三君  
 吉野 正芳君  
 家西 悟君  
 加藤 公一君  
 城島 正光君  
 水島 広子君  
 佐藤 公治君  
 山口 富男君  
 金子 哲夫君  
 坂口 力君  
 嶋下 一郎君  
 渡辺 具能君  
 森田 次夫君  
 宮武 太郎君

委員の異動

三月二十六日

辞任

榎橋 泰文君  
 平井 卓也君  
 江田 康幸君

補欠選任

山口 泰明君  
 榎山 弘志君  
 漆原 良夫君

第一類第七号

厚生労働委員会議録第五号

平成十五年三月二十六日

同日

辞任

榎山 弘志君  
 山口 泰明君  
 漆原 良夫君

補欠選任

平井 卓也君  
 榎橋 泰文君  
 江田 康幸君

三月二十日

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

同日

雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案(城島正光君外四名提出、衆法第四号)  
 雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

同日

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(阿久津幸彦君紹介)(第一〇一八号)

同(奥田建君紹介)(第一〇一九号)  
 同(金子哲夫君紹介)(第一〇二〇号)  
 同(瓦力君紹介)(第一〇二二号)  
 同(釘宮警君紹介)(第一〇二三号)  
 同(小泉龍司君紹介)(第一〇二四号)  
 同(中沢健次君紹介)(第一〇二五号)  
 同(藤井孝男君紹介)(第一〇二五号)  
 同(小泉龍司君紹介)(第一〇五八号)  
 同(五島正規君紹介)(第一〇五九号)  
 同(高木毅君紹介)(第一〇六〇号)  
 同(中沢健次君紹介)(第一〇六一号)  
 同(枝野幸男君紹介)(第一〇七二号)  
 同(中沢健次君紹介)(第一〇七三三号)  
 同(山村健君紹介)(第一〇七四号)  
 同(相沢英之君紹介)(第一一二二号)  
 同(荒井広幸君紹介)(第一一二三三号)

同(中川智子君紹介)(第一二二四号)  
 同(中沢健次君紹介)(第一二二五号)  
 同(野田聖子君紹介)(第一二二六号)  
 同(野田佳彦君紹介)(第一二二七号)  
 同(森喜朗君紹介)(第一二二八号)  
 同(山井和則君紹介)(第一二二九号)  
 パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上に関する請願(小淵優子君紹介)(第一〇二六号)  
 同(赤城徳彦君紹介)(第一一五九号)  
 同(赤城徳彦君紹介)(第一一五九号)  
 同(金子哲夫君紹介)(第一〇六三三号)  
 無認可保育所への公的助成等に関する請願(三井辨雄君紹介)(第一〇二八号)  
 健保三割負担など医療費負担増の凍結・見直しに関する請願(中村哲治君紹介)(第一〇二九号)  
 同(平岡秀夫君紹介)(第一〇三〇号)  
 同(山内功君紹介)(第一〇三一号)  
 同(石井郁子君紹介)(第一〇六四号)  
 同(小林憲司君紹介)(第一〇六五号)  
 同(佐藤観樹君紹介)(第一〇六六号)  
 同(松原仁君紹介)(第一〇六七号)  
 同(家西悟君紹介)(第一〇七七号)  
 同(植田至紀君紹介)(第一〇七八号)  
 同(河村たかし君紹介)(第一〇七九号)  
 同(五島正規君紹介)(第一〇八〇号)  
 同(植田至紀君紹介)(第一〇八二号)  
 同(木島日出夫君紹介)(第一一六三三号)  
 同(黄川田徹君紹介)(第一一六四号)  
 同(児玉健次君紹介)(第一一六五号)  
 同(近藤昭一君紹介)(第一一六六号)  
 同(島聡君紹介)(第一一六七号)  
 同(瀬古由起子君紹介)(第一一六八号)  
 同(田中慶秋君紹介)(第一一六九号)  
 同(藤村修君紹介)(第一一七〇号)

同(前田雄吉君紹介)(第一一七一号)  
 同(牧義夫君紹介)(第一一七二号)  
 医療改悪実施と社会保障の改悪反対、充実に関する請願(石井郁子君紹介)(第一〇六二二号)  
 同(日森文尋君紹介)(第一〇七六号)  
 同(赤嶺政賢君紹介)(第一一三〇号)  
 同(石井郁子君紹介)(第一一三二号)  
 同(小沢和秋君紹介)(第一一三三三号)  
 同(大幡基夫君紹介)(第一一三三三号)  
 同(大森猛君紹介)(第一一三四号)  
 同(木島日出夫君紹介)(第一一三五号)  
 同(黄川田徹君紹介)(第一一三六号)  
 同(児玉健次君紹介)(第一一三七号)  
 同(穀田恵二君紹介)(第一一三八号)  
 同(近藤昭一君紹介)(第一一三九号)  
 同(佐々木憲昭君紹介)(第一一四〇号)  
 同(志位和夫君紹介)(第一一四一四号)  
 同(塩川鉄也君紹介)(第一一四二二号)  
 同(瀬古由起子君紹介)(第一一四三三号)  
 同(中林よし子君紹介)(第一一四四号)  
 同(春名真章君紹介)(第一一四五号)  
 同(不破哲三君紹介)(第一一四六号)  
 同(藤木洋子君紹介)(第一一四七号)  
 同(松本善明君紹介)(第一一四八号)  
 同(矢島恒夫君紹介)(第一一四九号)  
 同(山口富男君紹介)(第一一五〇号)  
 同(吉井英勝君紹介)(第一一五一号)  
 医療改悪の実施と社会保障の改悪反対、充実に関する請願(牧義夫君紹介)(第一〇七二二号)  
 同(中川智子君紹介)(第一一二二二号)  
 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(中沢健次君紹介)(第一〇七五五号)  
 国立病院・療養所の看護師増員に関する請願(中林よし子君紹介)(第一一九九号)

同(前田雄吉君紹介)(第一一七一号)  
 同(牧義夫君紹介)(第一一七二号)  
 医療改悪実施と社会保障の改悪反対、充実に関する請願(石井郁子君紹介)(第一〇六二二号)  
 同(日森文尋君紹介)(第一〇七六号)  
 同(赤嶺政賢君紹介)(第一一三〇号)  
 同(石井郁子君紹介)(第一一三二号)  
 同(小沢和秋君紹介)(第一一三三三号)  
 同(大幡基夫君紹介)(第一一三三三号)  
 同(大森猛君紹介)(第一一三四号)  
 同(木島日出夫君紹介)(第一一三五号)  
 同(黄川田徹君紹介)(第一一三六号)  
 同(児玉健次君紹介)(第一一三七号)  
 同(穀田恵二君紹介)(第一一三八号)  
 同(近藤昭一君紹介)(第一一三九号)  
 同(佐々木憲昭君紹介)(第一一四〇号)  
 同(志位和夫君紹介)(第一一四一四号)  
 同(塩川鉄也君紹介)(第一一四二二号)  
 同(瀬古由起子君紹介)(第一一四三三号)  
 同(中林よし子君紹介)(第一一四四号)  
 同(春名真章君紹介)(第一一四五号)  
 同(不破哲三君紹介)(第一一四六号)  
 同(藤木洋子君紹介)(第一一四七号)  
 同(松本善明君紹介)(第一一四八号)  
 同(矢島恒夫君紹介)(第一一四九号)  
 同(山口富男君紹介)(第一一五〇号)  
 同(吉井英勝君紹介)(第一一五一号)  
 医療改悪の実施と社会保障の改悪反対、充実に関する請願(牧義夫君紹介)(第一〇七二二号)  
 同(中川智子君紹介)(第一一二二二号)  
 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(中沢健次君紹介)(第一〇七五五号)  
 国立病院・療養所の看護師増員に関する請願(中林よし子君紹介)(第一一九九号)

労働法制の改善反対に関する請願(大森猛君紹介)(第一二〇号)

物価スライドによる年金引き下げ反対、最低保障年金制度の創設に関する請願(児玉健次君紹介)(第一一五二号)

同(瀬古由起子君紹介)(第一一五三号)

同(中林よし子君紹介)(第一一五四号)

同(藤木洋子君紹介)(第一一五五号)

同(松本善明君紹介)(第一一五六号)

同(矢島恒夫君紹介)(第一一五七号)

同(山口富男君紹介)(第一一五八号)

医療改悪の実施凍結、見直しに関する請願(小沢和秋君紹介)(第一一六〇号)

乳幼児医療費無料制度の創設に関する請願(春名真章君紹介)(第一一六一号)

は本委員会に付託された。

三月二十日

医療費三割自己負担凍結・保険料の引き上げ圧縮を求めることに関する意見書(北海道土土幌町議会)(第四一四八号)

医療費三割自己負担凍結・保険料の引き上げ圧縮を求めることに関する意見書(北海道芽室町議会)(第四一四九号)

医療費三割自己負担凍結・保険料の引き上げ圧縮を求めることに関する意見書(北海道中札内村議会)(第四一五〇号)

医療費三割自己負担の実施凍結に関する意見書(秋田県議会)(第四一五一号)

医療費三割自己負担の凍結に関する意見書(福島県飯館村議会)(第四一五二号)

医療費三割自己負担の実施凍結に関する意見書(新潟県加茂市議会)(第四一五三号)

医療費三割自己負担の実施延期を求めることに関する意見書(新潟県新井市議会)(第四一五四号)

医療費三割自己負担の実施延期に関する意見書(新潟県水原町議会)(第四一五五号)

遺伝子組み換え食品に関する意見書(鳥取県議会)(第四一五六号)

医療費三割自己負担の実施延期等に関する意見書(鳥取県議会)(第四一五七号)

遺伝子組み換え稲に関する意見書(香川県丸亀市議会)(第四一五八号)

医療費三割自己負担の実施凍結に関する意見書(福岡県瀬田町議会)(第四一五九号)

医療費三割自己負担の実施延期に関する意見書(沖縄県浦添市議会)(第四一六〇号)

介護保険制度に関する意見書(静岡県本川根町議会)(第四一六一号)

基礎年金の国庫負担割合の早期引き上げに関する意見書(静岡県議会)(第四一六二号)

基礎年金に係る国庫負担割合の引上げに関する意見書(福岡県田川市議会)(第四一六三号)

給与所得者の医療費三割自己負担の凍結に関する意見書(岐阜県明智町議会)(第四一六四号)

給与所得者の医療費三割自己負担の実施延期に関する意見書(岐阜県上矢作町議会)(第四一六五号)

健保三割等負担増の凍結を国に求めることに関する意見書(神奈川県湯河原町議会)(第四一六六号)

健保本人三割等患者負担増の凍結に関する意見書(長野県望月町議会)(第四一六七号)

健康保険の本人三割負担実施の凍結に関する意見書(静岡県富士川町議会)(第四一六八号)

健保本人三割等患者負担増の凍結に関する意見書(和歌山県御坊市議会)(第四一六九号)

健保本人三割負担の凍結に関する意見書(山口県小野田市議会)(第四一七〇号)

健康保険の医療費自己負担三割の実施凍結に関する意見書(福岡県田川市議会)(第四一七一号)

四月からの健康保険の本人三割負担凍結に関する意見書(東京都東久留米市議会)(第四一七二号)

障害者差別禁止法(仮称)の早期制定に関する法律の早期制定に関する意見書(長野県議会)(第四一七三号)

障害者差別禁止法(仮称)の早期制定に関する意見書(福岡県瀬田町議会)(第四一七四号)

地域における雇用対策の拡充強化に関する意見書(千葉市議会)(第四一七五号)

年金の物価スライドによる減額など、年金制度の後退を招かないことに関する意見書(和歌山県御坊市議会)(第四一七六号)

被用者保険三割自己負担の実施凍結に関する意見書(徳島県小松島市議会)(第四一七七号)

被用者保険本人の医療費三割負担の凍結に関する意見書(沖縄県南風原町議会)(第四一七八号)

不妊治療に対する支援策の充実にに関する意見書(愛知県三好町議会)(第四一七九号)

麻酔科医師の養成・確保と小児救急医療体制のより一層の充実にに関する意見書(宮崎県議会)(第四一八〇号)

ユニバーサル社会形成推進に向けた基本法の早期制定に関する意見書(千葉県議会)(第四一八一号)

は本委員会に参考送付された。

本日(の)会議に付した案件

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

○中山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○坂口国務大臣 ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法は、前者が本年五月十六日限りで、また、後者が本年六月三十日限りで失効することとなっております。

しかしながら、駐留軍関係離職者及び漁業離職者につきましては、今後においても、国際情勢の変化等に伴い、なおその発生が予想されることから、所要の見直しを行った上で、両法を延長することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、その内容を御説明申し上げます。

第一に、駐留軍関係離職者等臨時措置法について、有効期限を五年延長し、平成二十年五月十六日までとするともに、近年の利用実績等を踏まえ、駐留軍関係離職者が事業を開始する場合の資金の借り入れに係る雇用・能力開発機構の援護業務を廃止することとしております。

第二に、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を五年延長し、平成二十年六月三十日までとする。こととしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしておりますが、雇用・能力開発機構の援護業務の廃止に関する部分は平成十六年三月一日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。  
○中山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る四月一日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。  
午後三時二十七分散會

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)  
第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十七条」に改める。  
第十八条を削る。

附則第三項中「平成十五年五月十六日」を「平成二十年五月十六日」に改め、「並びにこの法律の失効前に開始された駐留軍関係離職者に係る第十八条第一項に規定する業務(当該業務が終了するまでの間に行われるものに限る。)」を削る。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)  
第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十五年六月三十日」を「平成二十年六月三十日」に改める。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定(駐留軍関係離職者等臨時

措置法附則第三項の改正規定中「平成十五年五月十六日」を「平成二十年五月十六日」に改める部分を除く。)及び次条から附則第五条までの規定は、平成十六年三月一日から施行する。  
(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の駐留軍関係離職者等臨時措置法(以下「旧法」という。)第十八条の規定は、第一条の規定(駐留軍関係離職者等臨時措置法附則第三項の改正規定中「平成十五年五月十六日」を「平成二十年五月十六日」に改める部分を除く。)の施行前に開始された旧法第十八条第一項に規定する業務に関しては、なおその効力を有するものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)  
第三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八号中「及び第十八条」を削る。  
(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の社会保険労務士法第二条第一項、第十五条、第十七条第二項、第二十五条の三、第二十五条の三十三、第二十五条の三十八及び第二十五条の四十六の規定の適用については、これらの規定に規定する労働社会保険諸法令には、附則第二条の規定によりその効力を有するものとされる旧法第十八条の規定を含むものとする。

2 前条の規定による改正後の社会保険労務士法第三条第一項、第五条第五号及び第八条第九号の規定(以下「資格等」に係る規定という。)並びに別表第二の規定の適用については、資格等に係る規定に規定する労働社会保険諸法令及び同表に規定する労働諸法令には、当分の間、旧法第十八条(附則第二条の規定によりその効力を有するものとされる場合を含む。)の規定を含むものとする。

(独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。  
附則第四条第一項第八号中「附則第十四条の規定による改正後の駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)附則第三項」を「駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第...号)附則第二条」に、「同法第十八条第一項」を「同法第一条による改正前の駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)第十八条第一項」に改める。

(防衛庁設置法等の一部改正)  
第六条 次に掲げる法律の規定中「平成十五年五月十六日」を「平成二十年五月十六日」に改める。

一 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)附則第二項の表及び第四項

二 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)附則第十六項

三 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)附則第二項

理由  
駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年三月三十一日印刷

平成十五年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A